

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

この制度は 75 歳以上の高齢者を国保や健保から除外し、①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料を徴収する、②受けられる医療を制限し「別建て診療報酬」を設ける、③保険料を年金から天引きし、2年ごとに改定する、④保険料滞納者には資格証明書を発行するなどというものである。

この制度が続けば、多くの都道府県の広域連合での 2 年ごとの保険料改定と重なり、さらに混乱することは必至である。一日も早く廃止して、一旦元の老人保健制度に戻し、国民すべてが安心できる医療制度をどうつくるか、財源問題も含め国民的討論で合意を図るべきである。

よって、国会並びに政府においては、次の事項が実現されるよう強く求める。

記

- 1 後期高齢者医療制度は速やかに廃止すること
- 2 医療に使う国の予算を増額し、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 28 日

新潟県佐渡市議会議長 金 光 英 晴